

プール監視のプロ会社の協会です。

# 一般社団法人 日本プール管理業協会

発行

(事務局) 〒114-0002 東京都北区王子3-19-7  
Tel : 03-3927-2311 / Fax: 03-3911-1197

## 会報

## No.1

平成24年10月23日号

## 10月10日 一般社団法人日本プール管理業協会設立に伴う会議を開催

(会場: ホテルグランドヒル市ヶ谷「白樺(東)」の間)

### 1) 設立経緯説明 (代表理事 吉澤幸夫)

今まで、プール監視が、警備業に該当するというのは自治体により解釈にバラツキがあり、その対応について、あまり関心を持つ必要がなかった。むしろ、温水プールの設置場所が学校や体育館等を併設するような総合運動公園というような教育的施設であったり、夏期プールについては、ひと夏を楽しく健康的に遊ぶ場として、都市公園の一角に設置されたりで、どちらかという警備業というのには違和感が少なからずともあるというのが、プール監視を請け負ってきた会社の偽らざる感想である。

ところが、今夏、警察庁から各都道府県本部長に出された通知で、プール監視は警備業に該当するということが明確にされた。私たち現業者は、これを重く受け止めなければならないのはいうまでもないが、利用者の安全は勿論であるが、快適性、利便性等利用者本位に考えると、プール利用についての実情を一番把握している私たちプールの監視業者は、このことを関係官庁等に多少なりともご理解を頂ける様、積極的に活動をする必要がある。そのための協会設立である。

警視庁生活安全総務課長  
各道府県警察本部生活安全部長 殿

原議保存期間 1年  
(平成26年3月31日まで)  
事務連絡  
平成24年6月25日  
警察庁生活安全総務課 課長 吉澤幸夫

プール監視業務を外部委託する場合における警備業の認定の要否について、昨年、大阪府泉南市内の市立小学校のプールで起きた児童の死亡事故について、市の教育委員会からプール監視業務を請け負っていた業者が、警備業の認定を受けていなかった上、契約上必要とされていた監視員を配置しないことが常態化していたことが明らかとなったところである。

当該事件等を受け、関係省庁、自治体等から、プール監視業務を委託する場合に受託者に警備業の認定が必要となるか否かについて質疑が寄せられており、警察庁においても、NPO法人日本プール安全管理振興協会等に対し別添1のとおり回答しているところである。

プール監視業務については、これがプールの所有者自身の職員により行われている場合やPTA、ライフガード等により無償で行われている場合には、警備業法(昭和47年法律第117号)上の問題とはならないが、所有者から有償で委託を受けて行われている場合には、当該プール施設内における事故の発生を未然に防止するために必要な措置をとること(雑踏整理、遊泳秩序維持、盗難防止等)を主な任務とし、事故が発生した場合には人命救助等を行うものとして、警備業法第2条第1項第1号又は第2号に該当し、警備業務に当たると解される。また、警備業者には、警備員の人数や担当業務、事故発生時の措置といった業務の重要事項を依頼者に事前に説明することや苦情に適切に対応することなどが義務付けられており、認定を受けた業者に依頼がなされることで、プール監視業務の適正が図られることも期待されるところである。

各都道府県警察にあっても、このような趣旨を踏まえ、自治体等からの質疑等に対し、適切に対応することとされた。

なお、(一社)全国警備業協会に対し、別添2のとおりプール監視を行う警備員の資質向上等について依頼していることから、参考とされたい。

警察庁HPTピックアップ2012年7月19日より転写

- ※ 技術顧問 川上光宣  
(大阪体育大学非常勤講師 講座名 水泳 I)  
法律顧問 深澤 勲  
(深澤総合法律事務所)

会議には、25社が参加しました。



※ 賛同各社 (50音順) (24.10.23現在)

- (株)アメリティエンジニアリング  
(株)アメリティシステム  
(株)アメリティスポーツ  
(株)茨城興産  
エクレ(株)  
(株)サンアメニティ  
(株)城西企業  
城山産業(株)  
日本美装(株)  
(株)武翔総合管理  
(株)プロスペック  
(株)ワコーインターナショナル

## 2) 団体内容確認(理事 臼倉宏直)

- ・定款
  - ・会則
  - ・事業計画
- 等



当法人は、プール管理全般に関する正しい知識を普及することによって、利用者の安全・安心を確保し、国民の健康増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため諸事業を行います。

## 3) 質疑応答(意見交換)(要旨)

(警察庁から通知が出て以降、警察関係機関から具体的な実施要領が出されておらず、各自治体もプール監視関連業者もそれぞれに対応するしかなく、一部には夏季プール閉鎖の自治体も出る等、解決しなければならない多くの課題が存在します。来年は、警備業による実施が徹底されることになると見られます。既に、警備業に示す教育を進めている一部の企業があるものの、多くの企業は、もっとよりよき実態に適合した対策がないか模索しているところです。)

- 東京ビルメンテナンス協会等の先行している団体との情報交換をしていくべきである。
  - ・教育時間及び内容等、関係機関・自治体との接触
- 「警備業認定」の無い会社の対応できる方策は無いのか？
- プール監視員の資格である「水安」、「指導管理士」の扱いはどうなるのか？
- 発注者側は「警備業」の事が分からない、警察側は「プール監視」の事が分からない、というのが実情で、現場は混乱している。
- 本社取得の認定の支社等への適用可能範囲が明確でない。
- 警備業とプール監視を同じに考えるのは無理がある。
- 警備業に該当するか否かは現場では無関係である。そこにある生命を守るためにプール監視員は存在している。基本的な部分をどう考えるか。
- 今は現実問題として、この「プール監視は警備業である。」という通知への対応をどうするか考えていかなくてはならない。
- 既存の1号～4号までの警備業区分の見直しや区分の新設を要望していく方が現実的。
- 関係各省へのアプローチも視野に入れ、警備業協会やビルメンテナンス協会等と連携して、速やかな活動を進めていく必要がある。
- これまで経験の無い警備会社がプール監視を請け負うことに対する事故に対する不安の可能性もある。一方、事故発生の際は、警備業法上営業停止などの重い処分を受ける可能性もあるため、プール監視に対する警備会社の警戒もあるだろう。水難事故は毎年多数発生する現実の中、警察と厚労省や文科省の連携した取り組みが進むことが望まれる。
- ◎ プールの現場を熟知し、ノウハウを蓄積してきた私達こそが、プール監視を、そこで楽しむ人々のため、適正に実施する主軸として、そして行政との仲立ちとして力を発揮できるはずである。

## 4) 懇親会 (会場: ホテルグランドヒル市ヶ谷「真珠」の間)

会議を終えた後、場所を移して懇親会を行い、打ち解けた中にも更に互いの情報を交換し、理解を深め、今後の実施すべき事項の具体化に向け、進展を図りました。



私達は、多くの方々に、私どもの協会の主旨に御賛同をいただき、安全で、衛生的で、笑顔のあるプールの姿を、これからも追及していくよう尽力してまいります。